

北海道告示第11458号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型さけ・ますはえ縄漁業(太平洋東部海域)について、制限措置を次のとおり定めた。  
令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
小型さけ・ますはえ縄漁業	太平洋海域1区	根室市納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線以南、同線の中心点、北緯43度20分9秒東経145度51分45秒の点、北緯43度19分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度16分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度14分9秒東経145度53分15秒の点、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点を順次に直線により結ぶ線、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点から真方位160度の線以西、十勝川河口中心点から真方位138度50分の線以東のうち、距岸5海里から25海里までの海域。	毎年、9月3日から10月20日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:25隻)	総トン数10トン未満	十勝総合振興局、釧路総合振興局又は根室振興局管内に住所を有する者
	太平洋海域2区	根室市納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線以南、同線の中心点、北緯43度20分9秒東経145度51分45秒の点、北緯43度19分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度16分9秒東経145度52分15秒の点、北緯43度14分9秒東経145度53分15秒の点、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点を順次に直線により結ぶ線、北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点から真方位160度の線以西、十勝川河口中心点から真方位138度50分の線以東のうち、距岸25海里から30海里までの海域。	毎年、9月3日から9月30日まで			